

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年十二月二十六日規則第二百一十一号）

最終改正:令和 六年 三月二九日規則第二五号

改正内容:令和 六年 三月二九日規則第二五号〔令和6年4月1日〕

○埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成十八年十二月二十六日規則第二百一十一号

改正

平成二二年一一月 五日規則第九六号
平成二四年 三月二七日規則第一二号
平成二四年一二月二五日規則第七九号
平成二六年一〇月一四日規則第七五号
令和 五年 三月三一日規則第三〇号
令和 六年 三月二九日規則第二五号

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

イ 幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（1）当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

（2）当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行っていること。

二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

三 認可外保育施設型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設（児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）第四章第五節の保育所の基準を満たしているものに限る。）

（職員の配置）

第三条 条例別表第一号ロの規則で定める人数は、次に定めるところとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。

一 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上

二 満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上

三 満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上

四 満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上

（学級の編制）

第四条 条例別表第二号の規定による学級の編制は、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（次条第二号及び附則第四項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間について行うものとする。この場合において、一学級的人数は、満三歳以上満四歳未満の子どもにあつては二十人以下、満四歳以上の子どもにあつては三十五人以下とする。

2 条例別表第二号の規則で定める人数は、一人以上とする。

3 第一項の規定にかかわらず、満三歳以上満四歳未満の子どもの学級について、学級を担当する教育保育従事職員（以下「学級担任」という。）を二人以上置く場合には、一学級的人数を三十五人以下とすることができる。

（職員の資格）

第五条 条例別表第三号ロの規則で定める場合は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるときとする。

一 次のイ又はロに該当する者を学級担任とするとき。

イ 幼稚園の教員の免許状のみを有する者

ロ 保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合で、保育士の資格のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であつて幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

二 次のイ又はロに該当する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事させるとき。

イ 保育士の資格のみを有する者

ロ 幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合で、幼稚園の教員の免許状のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することが適当と認められる者であって保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

（施設及び設備）

第六条 条例別表第四号イただし書の規則で定める場合は、子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であり、かつ、子どもの移動時の安全が確保されている場合とする。

2 条例別表第四号ロの規則で定める面積は、満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設的面積及び満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設的面積を除き、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積とする。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、次項第一号及び第二号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

3 条例別表第四号ハの規定による乳児室又はほふく室等の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

一 満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上の面積の乳児室又はほふく室を設けること。

二 満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上の面積の保育室又は遊戯室を設けること。ただし、満三歳以上の子どもに限り、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が前項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

三 屋外遊戯場

イ 次に掲げる基準をいずれも満たす面積の屋外遊戯場を設けること。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって（1）を満たすときは（2）を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって（2）を満たすときは（1）を満たすことを要しない。

（1）満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上

（2）次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積に、満二歳以上満三歳未満の子どもについて（1）により算定した面積を加えた面積以上

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ロ 屋外遊戯場は、園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。ただし、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に設けることができる。

（1）子どもが安全に利用できる場所であること。

（2）利用時間を日常的に確保できる場所であること。

（3）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

四 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）には、子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、当該イ又はロに定める設備の設置をもって、調理室の設置に代えることができる。

イ 知事が別に定めるところにより認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備

ロ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合 当該方法により行うために必要な調理設備

（教育及び保育の内容）

第七条 条例別表第五号の規則で定める事項は、幼稚園教育要領、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）その他知事が別に定める事項とする。

（職員の資質向上）

第八条 条例別表第六号の教育保育従事職員の資質の向上は、知事が別に定める事項に留意して研修計画を策定し、実施するものとする。

（子育て支援事業）

第九条 条例別表第七号の規定による子育て支援事業の実施は、次に掲げる事項に留意して、週三日以上行うものとする。

一 子育て支援事業の実施を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。

二 教育保育従事職員が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくこと。

三 地域の子育てを支援する様々な人材等を活用すること。

（その他）

第十条 条例別表第八号の適切な管理運営等は、次のとおり行うものとする。

一 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。

二 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。

三 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。また、認定こども園は、市町村等との

連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。

四 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。

五 認定こども園は、園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、補償の体制を整えること。

六 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。

七 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うこと。

九 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

十 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表第一号ロ及び第三条本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、条例別表第三号及び第五条第二号の規定にかかわらず、条例別表第一号ロ及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員(学級担任を除く。)のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。)をもって代えることができる。

4 条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者(教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者及び学級担任を除く。附則第七項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合における条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者(学級担任を除く。附則第七項において同じ。)については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び次項において「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、条例別表第一号ロ及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第六項	条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	看護師等

附 則(平成二十二年十一月五日規則第九十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日規則第十二号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十二月二十五日規則第七十九号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第四条の規定による厚生労働大臣が指定する地域における認定こども園に係る改正後の第六条第三項第一号の適用については、平成二十七

年三月三十一日までの間は、同号中「満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは、「満一歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上、満一歳以上満二歳未満の子ども一人につき二・五平方メートル以上」とする。

附 則（平成二十六年十月十四日規則第七十五号）

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置については、施行日から起算して五年間は、改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三十号）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 認定こども園において、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十条第八号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十五号）

- 1 この規則中第四条及び附則の改正規定は公布の日から、第三条の改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。
 - 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、令和六年四月一日以後においても、なおその効力を有する。
-